

長期履修に関する Q&A

長期履修について、令和2年度から全学に共通する内容をまとめたものです。

所属の教育組織によって異なるところもありますので、詳しくは指導教員又はクラス担任教員等と相談してください。

Q1 長期履修のメリットは何ですか？

A1 長期履修制度とは、職業を有する、育児又は介護中である、障害者である等、多様な学生に対して、審査のうえ、標準的な修業年限を延長して教育課程を卒業／修了することを認める制度です。標準的な修業年限での卒業／修了ができず結果的に留年する場合と比べると、支払う授業料の総額が少なくなります。

Q2 長期履修をすると、1回に支払う授業料を少なくできますか？

A2 常にそうとはいえません。卒業／修了までに支払う授業料の総額は、長期履修をしてもしなくても同じです。長期履修の計画どおり卒業／修了する場合、1回の納付金額は、長期履修をしない場合と比べて少なくなります。しかし、長期履修をやめて通常の学修に戻る場合（※）や、計画どおりに長期履修が進まず休学や退学をする場合、通常の授業料との差額を支払う必要が生じますので、長期履修をしなかった場合と比べて1回の納付金額が大きくなります。なお、休学による長期履修期間延長が認められた場合は、この限りではありません。

※注意：長期履修をやめて通常の学修に戻ることができない教育組織もあります。

Q3 月単位や学期単位で長期履修をすることができますか？

A3 できません。長期履修許可期間は学年の始めから年単位に限られています。

Q4 長期履修によって、1年次だけ2年間に延ばす等、部分的に履修期間を延長できますか？

A4 できません。卒業／修了に至るまでの期間を、標準的な修業年限を超えて計画的に延ばすことが長期履修です。

Q5 長期履修学生が授業料免除に申請することは可能ですか？

A5 可能です。申請の上認められれば、長期履修許可時に通知された授業料の全額又は一部分が免除となります。

Q6 長期履修学生が年間に履修する単位数に決まりはありますか？

A6 全学一律の上限単位数、下限単位数はありません。しかし、各教育組織により事情が異なりますので、指導教員又はクラス担任教員等と相談した上で長期履修計画を作成してください。

Q7 長期履修する場合、学年はどうなりますか？

A7 学籍管理上は、入学した月に1年、上の学年に上がります。その課程の標準的な修業年限（学士課程（医学除く）は4年、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）に達した年に卒業／修了できない場合、離籍するまで最終学年を繰り返すこととなります。

ただし、教育組織が進級要件を設けている場合や休学を挟んだ場合など、学籍管理上の学年と、履修管理上の学年が異なることがあります。

Q8 入学と同時に長期履修を始めたい場合、どうすればよいですか？

A8 まず、入学予定の教育組織が長期履修制度を実施しているか確認してください。長期履修制度を実施する教育組織は、ホームページ等に情報を掲載しています。合格後、期日までに申請を行ってください。

Q9 現在在学中でも、長期履修を申請することはできますか？

A9 まず、所属の教育組織が長期履修制度を実施しているか確認してください。最終年次の者の申請はできませんが、多くの教育組織において、入学後に長期履修申請を行うことは可能です。申請資格を入学後の在学期間 1 年未満の者に限定している教育組織がありますので、所属の教育組織の取扱いを確認してください。4 月から長期履修を開始する場合の手続き時期は同年 1 月までとされていることが多く、長期履修計画の作成にも時間がかかりますので、申請する場合は、早めに指導教員又はクラス担任教員等と相談してください。

Q10 留学生も長期履修に申請できますか？

A10 可能です。ただし、在留資格が「留学」の場合、資格外活動が許可される時間数は限られており、日本人の有職者が長期履修を申請する場合とは事情が異なると考えられますので、申請時に、長期履修を行う理由が十分に説明できることが必要です。また、長期履修が許可された後は、通常より長い在学期間となりますので、在留資格の有効期限に注意してください。

Q11 長期履修期間内に卒業／修了が難しそうですが、どうすればよいですか？

A11 各教育組織の取扱いに基づき、長期履修期間を延長することができます。延長手続きができなかった場合、もしくはしなかった場合で、在学年限（学士課程（医学除く）は 6 年、博士前期課程は 4 年、博士後期課程は 5 年）に達していない場合は、通常の授業料を払って学修を続けることができます。

ただし、長期履修学生であっても、在学年限を超えて在学し続けることはできません。このため、人によっては長期履修期間内に卒業／修了できないことが、退学又は除籍につながる可能性がありますので、十分に注意してください。

Q12 計画より早く単位を修得できているので（計画より早く卒業／修了できそうなので）、長期履修をやめてもいいですか？

A12 一度許可された長期履修をやめることができない教育組織もありますが、可能である組織においては、短縮の申請をするか、許可の取消しを受けてください。

卒業／修了までに支払う授業料の総額は長期履修をしてもしなくても同じため、再計算後の金額は通常の授業料との差額が加算された分、一度の支払いが高額になります。納付の期限に注意して、再計算後の金額を支払ってください。

Q13 長期履修期間中に休学することはできますか？

A13 休学が避けられない事態が生じた場合は、計画的な履修が困難になったと考えられ、原則、長期履修期間の短縮または取消しになります。

ただし、教育組織が休学時には長期履修期間を延長することとしている場合や、復学後も計画的な履修を続行できる場合は、所定の期日までに休学の願出と長期履修期間変更の申請を行ってください。休学は 2 月～1 年以内の月単位で取得することが可能ですが、長期履修は年単位でしか行えませんので、期間の設定時には注意が必要です。年度の途中で休学／復学する場合の長期履修期間（年数）の数は、各教育組織に確認してください。

復学願や復学届を出す際には、休学前に提出した長期履修変更願の内容を見直し、変更が生じた場合は、指導教員又はクラス担任教員等と相談し、各教育組織の取扱いに従って対応してください。

短縮、取消し、延長のいずれにせよ、休学によって授業料は再計算されます。通知に従った授業料の支払いがないと休学は許可されません。

Q14 長期履修学生が退学する場合、授業料はどうなりますか？

A14 退学が許可されるためには、在籍期間に応じた通常の授業料を支払う必要があります。これまで長期履修の金額により納めてきた授業料との差額を納付することになりますので注意してください。